

「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）」に対する意見と県の考え方

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課残土・再生土対策班

- 1 パブリックコメント実施期間 令和5年4月13日（木）～5月12日（金）
- 2 意見提出者数（意見の述べ件数） 1人（1件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

	御意見の概要	県の考え方
1	<p>現在、土地区画整理事業は自治体施行であれ、組合施行であれ、個人施行であれ、残土条例の適用対象外となっています。</p> <p>しかし住民保護の観点からは、どのような事業であれ、持ち込まれる土砂について厳重に安全性の管理がなされるべきです。</p> <p>ぜひこの度の改正で、土地区画整理事業における土砂も条例適用としていただきたいと思います。</p>	<p>御意見のとおり土地区画整理法に基づく土地区画整理事業は本件条例の適用対象外となっております。</p> <p>今回の改正は「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正され、擁壁等に関する内容及び構造基準が改められたことに合わせる内容としています。</p> <p>いただいた御意見は今後の業務の参考とさせていただきます。</p>